

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療型児童発達支援(第五十六条―第六十五条)」を「第三章 削除」に改める。

第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「提供する指定通所支援」を「当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第三項及び第四項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改める。

第七条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第七項中「から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「（第一号を除く。）」、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第八項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「場合は」の下に「、第二項に規定する設備を除き」を加える。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の下に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保

護者に示すとともに、「」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項第一号中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項第三号中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同項第四号中「障害児」の下に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同項第六号中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者が業務を行うに当たっては、障害児

が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めさせなければならない。

第三十一条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十五条の七第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第五十六条から第六十五条まで 削除

第六十六条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第六十九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第七十二条の三第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の六第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第七十二条の十一中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「除く。」の下に「、第二十七条の二」を加え、「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に、「、第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第六十四条の二」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」との下に「、第二十八条第二項第三号中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第八十条中「及び第五項」を削り、「除く。」の下に「、第二十七条の三」を加え、

「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に改め、「第六十四条の二」を削り、「第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」との下に、「第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第二項第三号中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同項第四号中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との下に、「第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十一条第一項中「第三項及び第六項を除く。）、第五十七条」を「第四項及び第五項を除く。）」に、「第四項」を「第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項」を「同条第六項」に、「第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第七項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

第八十三条第一項中「第六十条」を削り、同条第二項中「第六十条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十条」を削る。

第八十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第六十五条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）
第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第四条第一項中「という。）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）」が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」

という。」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第五条第一項第二号ロ中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二条第二項第一号中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項第四号中「障害児」の下に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加える。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第二十二条の二 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、移行支援計画を作成させなければならない。

一 適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討する。

二 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成すること。

三 移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うこと。

3 前条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定は、前項の規定による移行支援計画の作成について準用する。

4 前条第二項第二号、第四号から第六号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、同項第三号の移行支援計画の変更について準用する。

第二十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者が業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めさせなければならない。

第二十六条の見出しを「（支援）」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第四十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

（岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利

用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項第一号中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。
第十八条に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第三十九条第一項第三号及び第三項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第五十二条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条及び第六十条中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（規模）

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支

援事業者は、就労移行支援事業所」に改める。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十四条及び第八十七条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第四条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」を「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」を
第五章の二 就労

（生活訓練）（第五十六条―第六十条）に改める。
選択支援（第六十条の二―第六十条の八）」

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十七条第二項第七号中「指定計画相談支援をいう」の下に「。以下同じ」を、「行う者」の下に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第六十条の四 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（省令第六十一条の四第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者

をいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の二に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した場合には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業

安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第六十条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く。)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百十条の四」を「第四百十条の五」に改める。

第七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十五条第二項第一号中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同項第二号中「居宅介護計画の作成後」を「前項の居宅介護計画の作成後」に改める。
第二十九条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、サービス提供責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第四十三条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第四十八条第六項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同条第七項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第五十七条第二項第一号中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第五十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第七十七条第一項第二号及び第三項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚

士」に改める。

第八十三条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十一条中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第九十一条の四第一号及び第二号中「第四百十条の三」を「第四百十条の四」に改める。

第一百一条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第一百三十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第一百四十四条第二項第一号中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第一百六条中「第二十八条」の下に「第二十九条第三項」を加える。

第三十六条第一項中「従い」を「応じ」に改め、同項第一号及び同条第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第一百四十四条中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第八章第二節中第四百十条の四を第四百十条の五とし、第四百十条の三を第四百十条の四とし、第四百十条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百十条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の床面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の床面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の床面積を加えるものとする。第四百四十一条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第二百五条に規定する指定通

所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十一条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「第四十一条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「面積」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の床面積」に改め、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「の合計数」を「との合計数」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所等の従業者」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「提供する指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「の利用者及び」を「又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と」に、「の合計数」を「との合計数」に改める。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第四十一条の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の床面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準を満たす人員を配置しているこ

と。

イ 十以下 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 十一以上 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四百九十九条及び第六十条第一項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第四百七十二条中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第四百七十五条中「第六十三号」の下に、「第六十七号第六項」を加え、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「第六十八号第一項」を「第六十七号第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第六十七号第四号第一項の工賃」と、第六十八号第一項」に改める。

第四百七十九条中「第三十八号」の下に、「第六十七号第六項」を加え、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「第六十八号第一項」を「第六十七号第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第六十八号第一項の工賃」と、第六十八号第一項」に改める。

第四百七十九条の五に次の一項を加える。

2 指定就労定着支援事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第四百七十九条の六中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第四百七十九条の十三第一項第二号中「利用者の数の」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 六十以下 一以上

(2) 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 三十以下 一以上

(2) 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第七百七十九条の十三第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を前項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第七百七十九条の十四を次のように改める。

第七百七十九条の十四 削除

第七百七十九条の十五の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第七百七十九条の十七中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改める。

第八十条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日

常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第八十一条の四第三項中「援助を」の下に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第八十一条の七中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第八十一条の八に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第八十一条の八の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第八十一条の九 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第八十四条の九において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第八十三条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項にお

いて「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第百八十四条中「、第七十三条」を削る。

第百八十四条の二中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の九の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第二項中「規定による」を「協議会等における」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又

はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第八十四条の十中、「第七十三条」を削る。

第八十四条の十一中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第八十四条の十二中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第八十四条の十九中、「第七十三条」を削る。

第八十五条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第九十条第一項第三号及び第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第九十一条ただし書中「従事させ」の下に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第九十三条第一項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第四百十条の四」を「第四百十条の五」に改める。

附則第三項及び第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 就労移行支援（第一百五十二条―第六十条）」を「第九章の二 就労選択第十章 就労移行支援

支援（第一百五十一条の二―第一百五十一条の七）

（第五十二条―第六十条）」に改める。

第四条第一項中「及び第八章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第二十五条第二項第一号中「指定計画相談支援をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

（基本方針）

第五十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通

じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(従業者の員数)

第五十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上の就労選択支援員（基準命令第七十三条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第五十一条の四 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第五十一条の五 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した場合には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第五十一条の六 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第五十一条の七 第九条から第二十条まで、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条(第二項第一号を除く。)、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第三百三十七条及び第三百四十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十一条の七において準用する第八十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十一条の七において準用する第三百三十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第五十一条の七において準用する第三百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者(心身の状況等に「応じて」と、第七十四条第二項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十一条の七において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第五十一条の七において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第五十一条の七」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第五十一条の七において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第五十一条の七において準用する前条」と、第四百七十七条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第七十三条の九において読み替えて準用する基準命令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第七十三条の九において読み替えて準用する基準命令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第五百五十九条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第五百五十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第七百七十二条中「及び第三百二十八条」を、「第三百二十八条及び第三百五十九条の二」に改める。

第七百七十五条及び第七百七十九条中「第三百二十八条」の下に、「第三百五十九条の二」を加える。

第七百七十九条の二中「法第五条第十五項の主務省令で定める」を「施行規則第六条の十の二に規定する」に、「同項の主務省令で定める」を「施行規則第六条の十の三に規定する」に改める。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一条第一項第三号、第二項第二号及び第三項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項第一号中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「すること」の下に「。この場合において、第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利

用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第十九条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。
第二十条に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。
（地域との連携等）

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が業務を行うに当たっては、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第二項第五号の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告させなければならない。

3 障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が地域移行等意向確認等を実施するに当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めさせなければならない。

第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項第二号、第二項第一号及び第三項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七条第二項第一号中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「すること」の下に「。この場合において、第二十八条の第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第二十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二十八条の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない

- い。
 - 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
 - 4 指定障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
（地域移行等意向確認担当者の選任等）
- 第二十八条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が業務を行うに当たっては、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十七条第二項第五号の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告させなければならない。
 - 3 指定障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が地域移行等意向確認等を実施するに当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めさせなければならない。
- 第五十一条に次の二項を加える。
- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型

インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十四条―第八十七条）」を「第十一章 削除」に改める。

第六十六条第二項第二号イ及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 支援室及び屋外遊戯場

第六十七条第四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十五条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第七十六条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。
第七十九条第一項を次のように改める。

児童発達支援センターには、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室を設けるほか、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第七十九条第二項中「前項第二号及び第四号」を「第一項」に改め、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第八十条第一項から第三項までを次のように改める。

児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達

支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他府令第六十三条第一項のことも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により看護職員を児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

第八十条第四項中「。第八十五条第二項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

第八十一条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十二条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第八十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査

は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第八十三条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項を削る。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十四条から第八十七条まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五十条第一項の改正規定、第二条中岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十七条第一項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等に係る経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものと同みなされているものについては、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定児童発達支援事業所の設備の基準に係る経過措置）

- 4 改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心

身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(指定児童発達支援プログラムの策定等に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第二十七条の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四及び第七十二条の十一において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第五条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第八十一条の九(新指定障害福祉サービス基準条例第八十四条の十九において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第八十四条の九の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第八十一条の九第二項及び第三項並びに第八十四条の九第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第八十一条の九第四項及び第八十四条の九第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 8 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第七条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第二十条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 9 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第八条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第二十八条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第二十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告させなければ」とあるのは「報告するよう努めさせなければ」とする。

- 11 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任す

るよう努めなければ」と、同条第二項中「報告させなければ」とあるのは「報告するよう努めさせなければ」とする。

(児童発達支援センターの設備の基準に係る経過措置)

12 改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第七十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

13 この条例の施行の際現に設置している第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)第七十九条第一項第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第三号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第七十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によること
ができる。

(児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数に係る経過措置)

14 改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第八十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によること
ができる。

15 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第八十条第一項第一号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第二号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第八十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によること
ができる。

提 案 説 明

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定児童発達支援プログラムの策定及び公表を義務付ける等のため、この条例を定めようとする。

